明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

第二十二条第二項の表三の項及び四の項中「第三十七条（」の下に「第三号及び」を加え、同表五の項から八の項までを削り、第六章第二節第一款中同条を第二十一条とする。

第二十三条中「第二十一条第一項各号に」を「次に」に改め、同条に次の各号を加える。

一　ドイツ協定
二　合衆国協定
三　カナダ協定
四　オーストラリア協定
五　オランダ協定
六　チェコ協定
七　アイルランド協定
八　ブラジル協定
九　スイス協定
十　ハンガリー協定
十一　インド協定
十二　ルクセンブルク協定

第二十三条を第二十二条とする。

第二十三条の二中「第二十三条」を「第二十二条」に改め、同条を第二十三条とする。

第二十四条の表一の項及び第二十五条中「第二十一条第一項各号」を「第二十二条各号」に改める。

第三十六条第一項第一号イ中「第二十三条」を「第二十二条」に改める。

第四十六条第一項中「国民年金法第二十六条ただし書に該当しない」を「保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である」に改め、同条第二項中「規定により国民年金法第二十六条ただし書の」を削り、同項後段を次のように改める。

この場合において、国民年金法附則第九条第一項中「限る。）」とあるのは「限る。）及び社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成十九年政令第三百四十七号）第四十六条第一項」と、昭和六十年国民年金等改正法附則第八条第二項中「附則第九条第一項」とあるのは「附則第九条第一項（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（以下この項及び附則第十二条第一項において「特例政令」という。）第四十六条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」と、「第九条の二の二第一項」とあるのは「第九条の二の二第一項並びに特例政令第四十六条第一項」と、昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項中「満たない者」とあるのは「満たない者（同法附則第九条第一項（特例政令第四十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定により保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上であるものとみなされる者を除く。）」と、「限る。）」とあるのは「限る。）及び特例政令第四十六条第一項」と読み替えるものとする。

第五十条第三号中「第九十四条第二号」を「第八十九条第二号」に改める。

第五十六条第一項の表一の項中「第二十一条第一項各号」を「第二十二条各号」に改め、同条第二項の表一の項を次のように改める。

一　老齢厚生年金又は特例老齢年金	厚生年金保険法附則第八条第二号、第二十八条の三第一項第二号若しくは第三号又は昭和六十年国民年金等改正法附則第五十七条において適用する昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第三号	第一号厚生年金被保険者期間	昭和十七年六月以後の相手国期間
	厚生年金保険法附則第十四条第一項（平成六年国民年金等改正法附則第二十九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	合算対象期間	昭和十七年六月以後の相手国期間

第八十六条第一項第一号中「第百一条」を「第九十八条」に改める。

第八十七条第一項中「厚生年金保険法第四十二条第二号に該当する」を「保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である」に改め、同条第二項中「規定により厚生年金保険法第四十二条第二号の」を削り、同項後段を次のように改める。

この場合において、厚生年金保険法附則第十四条第一項中「附則第二十八条の四第一項」とあるのは「附則第二十八条の四第一項並びに社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成十九年政令第三百四十七号）第八十七条第一項」と、昭和六十年国民年金等改正法附則第四十八条第二項中「附則第十四条第一項」とあるのは「附則第十四条第一項（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（以下この項及び附則第五十七条において「特例政令」という。）第八十七条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」と、「の規定の適用」とあるのは「並びに特例政令第八十七条第一項の規定の適用」と、昭和六十年国民年金等改正法附則第五十七条中「附則第二十八条の四第一項」とあるのは「附則第二十八条の四第一項並びに特例政令第八十七条第一項」と読み替えるものとする。

第八十九条から第九十三条までを削り、第八章中第九十四条を第八十九条とし、第九十五条を第九十条とし、第九十六条を第九十一条とし、第九十六条の二を第九十二条とし、第九十七条の二を第九十四条とし、第九十七条の三を第九十五条とし、第九十八条を第九十六条とする。

第九十九条を削り、第九章第一節中第百条を第九十七条とし、第百一条を第九十八条とし、同章第二節中第百一条の二を第九十九条とする。

第百一条の三第一項の表第十条の項及び同条第二項の表第十条の項中「第百一条の三」を「第百条」に改め、同条を第百条とし、第百一条の四を第百一条とする。

第百二条第一項、第二項及び第三項の表第四欄、第百三条第一項、第百六条第二項第三号、第百十条第二項第三号及び第四項の表第四欄、第百十三条の表第三欄、第百十六条の表第四欄、第百十七条第一項、第百二十条第二項第二号、第百三十条第二項、第百三十二条第一項の表二の項第四欄並びに第百三十七条第一項の表二の項第四欄中「第二十一条第一項各号」を「第二十二条各号」に改める。

昭和六十年国民年金等改正法附則第五十七条において適用する昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第二号		
第一号厚生年金被保険者期間	第二号厚生年金被保険者期間	昭和三十四年一月以後の相手国期間
	第三号厚生年金被保険者期間	昭和三十七年十二月以後の相手国期間
	第四号厚生年金被保険者期間	昭和二十九年一月以後の相手国期間
昭和十七年六月以後の相手国期間	昭和六十年国民年金等改正法附則第五十七条において適用する昭和六十年国民年金等改正法附則第十二条第一項第四号	四十歳（女子については、三十五歳）に達した月以後の厚生年金保険の被保険者期間（第一号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。）	昭和十七年六月以後の相手国期間（四十歳（女子については、三十五歳）に達した月以後の期間に限る。）